

議題1 すいすいバスの運賃改定について

(1) 運賃改定の背景

・バス事業を取り巻く事業環境は、燃料費の高騰、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新たな生活様式の定着による移動需要の減少、運転手不足に対応するための待遇改善に要するコスト増など大変厳しい状況です。

・このような状況を受け、市域を運行するバス事業者においては、運賃改定を実施しております。

・阪急バス等と共に公共交通の役割を担うすいすいバスにおいても上記と同様に大変厳しい状況に置かれていることから、運賃の見直しを行うものです。

(2) 運賃改定実施予定日

・令和6年(2024年)4月1日及び令和7年(2025年)4月1日。段階的に運賃の改定を行う予定です。

(3) すいすいバスの運賃改定(案)

【単位：円】

		現行 (A)	令和6年4月1日		(予定) 令和7年4月1日	
			改定案 (B)	差額 (B-A)	改定案 (C)	差額 (C-B)
運賃 (ICカード、現金)	おとな	200	220	20	240	20
	こども (小学生以下※1)	100	110	10	120	10
	障がい者※2	100	110	10	120	10
	おとな 障がい者※2	50	60	10	60	0
回数券※3 12枚つづり	おとな	2,000	2,200	200	2,400	200
	こども・障 がい者	1,000	1,100	100	1,200	100

令和7年4月1日の運賃改定内容については、阪急バス(株)が令和6年秋に実施予定の運賃改定内容に応じて変更となる場合があります。

※1：小学生入学前のお子様は、小学生以上の同伴者1人につき2人まで無料です。

※2：身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人(障害者手帳アプリ：ミライロIDを含む)が手帳を提示したときは半額(介護者1人も半額)になります。

※3：運賃改定実施日前に購入した回数券は、運賃改定実施日以降において、差額を現金で支払う場合に限りご利用いただけません(国土交通省から認可を受けている運送約款の取り扱いに基づく)。

(4) 令和7年(2025年)4月2日以降の運賃改定について

阪急バス(株)において運賃改定が実施される場合は、その運賃改定と同日同額で実施していきます。